

令和7年度埼玉県アルコール健康障害専門会議 議事録

1.会議日時及び場所

日時 令和7年7月23日(水)14時から15時30分

TeamsによるWEB会議

2.出席者(敬称略)

【有識者】

丸木 雄一 一般社団法人埼玉県医師会 副会長
吉岡 幸子 幸手看護専門学校 保健学科 専任教員
高橋 一光 公益社団法人埼玉県断酒新生会 副理事長

【医療機関】

保坂 崇博 地方独立行政法人埼玉県病院機構 埼玉県立精神医療センター 副技師長

【行政機関】

竹村 真 さいたま市保健衛生総務課 課長補佐兼保健係長
中杉 晃子 さいたま市保健衛生総務課 主査(随行)

【関係各課所】

永添 晋平 福祉部 精神保健福祉センター 精神保健福祉部長
高橋 裕一郎 県民生活部 青少年課 主幹
上田 哲也 県民生活部 人権・男女共同参画課 主査
荒井 今日子 保健医療部 健康長寿課 主幹
西川 俊成 教育局 保健体育課 主幹
唐仁原 哲也 県警察本部 少年課 企画・指導補佐
小林 修 県警察本部 運転免許課 講習係長

【オブザーバー】

飯島 徹 埼玉県小売酒販組合連合会 副会長
1名(匿名) アルコホーリクス・アノニマス

【事務局】

加藤 孝之 保健医療部 健康政策局長
鈴木 久美子 保健医療部 疾病対策課 課長
赤羽 典子 保健医療部 疾病対策課 副課長
外園 孝之 保健医療部 疾病対策課 主幹
濱谷 翼 保健医療部 疾病対策課 主査
斉藤 由莉 保健医療部 疾病対策課 主事

3.議事

- (1)アルコール健康障害対策基本法等について
- (2)埼玉県アルコール健康障害対策の進捗状況について
- (3)20歳未満の飲酒防止に向けた取組の提案について

埼玉県アルコール健康障害専門会議設置要綱第3条第2項に基づき、保健医療部加藤健康政策局長が議長となり以降の議事を進行する。

議事1 アルコール健康障害対策基本法等について

事務局)資料1～3に基づき、基本法等について説明。

議長)ありがとうございました。事務局から資料1～3について説明がありましたが、御意見や御質問がある方はいらっしゃいますか。→なし

議長)続きまして議事の(2)、埼玉県アルコール健康障害対策の進捗状況について、でございます。資料4をお手元にご用意ください。関係課所から説明をいただきますが、時間の都合上簡潔に説明をお願いできればと思います。

各事業担当課)資料5に基づき、進捗状況を説明。

議長)ありがとうございました。様々な取り組みについて御報告、御説明いただきましたが、皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。高橋委員、お願いいたします。

高橋委員)勉強不足なのでこの機会に教えていただきたいのですが、アルコール健康障害対策基本法の関連省庁に子ども家庭庁が入りましたよね。このアルコールの専門会議に出席している機関の中で、子ども家庭庁に関連している部局はどこになるのでしょうか。

事務局)子ども家庭庁の関係は福祉部の方に子ども支援課・子ども政策課というのがあり、そちらが中心に事業等を行っております。

高橋委員)ありがとうございます。子ども支援課・子ども政策課は今後この会議に参加する予定はあるのでしょうか。

事務局)昨今の現状等も顧みながら要綱の変更も検討していきたいと思っております。貴重なご意見を頂きありがとうございます。

議長)ありがとうございました。では、オブザーバーとして御参加いただいている、埼玉県小売酒販組合連合会様から御意見等あればいただきたいと思います。

埼玉県小売酒販組合)埼玉県の小売酒販組合では、20歳未満飲酒防止キャンペーン、飲酒運転撲滅キャンペーンというのを11組合で25回開催しております。参加者は396名となっております。また埼玉スタジアムのオーロラビジョンや大型ショッピングモールのデジタル掲示板で表示を行うこともしております。また、酒類販売関係者研修という、酒の小売を行うものは受講必須になっている研修を100回以上行っており、1,776名が参加しています。2時間の研修の内3分の1程度は20歳未満の飲酒防止、3分の2は飲みすぎや適切な飲み方などに関する内容となっております。以上です。

議長)ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。同じくオブザーバーとして御参加いただいております、アルコールクス・アノマス様から御意見等ありますでしょうか。

アルコールクス・アノマス)よろしくお願いたします。我々は依存症当事者の集まりですので、未然に防ぐというよりは、かかってしまった場合にどうやってお酒を止めて生き続けるかというところで、断酒会と活動は似ているかと思います。我々は匿名性を大事にしております、会費もなしで活動していて、ミーティング会場においてある献金箱で集めた献金で運営に係る費用を賄っています。我々の強みとしては、毎日県内のどこかでミーティングを行っているということです。アルコールクス・アノマスで検索いただければホームページが出てきますので、依存症でお悩みの方がいましたらAAを御案内いただければと思います。以上です。

議長)ありがとうございました。御協力感謝申し上げます。では、この議事2につきまして全体を通して御意見等ありますでしょうか。→なし

議長)議題(3)20歳未満の飲酒防止に向けた取り組みついて事務局から説明をお願いいたします。

事務局)資料5をご覧くださいと思います。酒類を提供する事業者の方からの御意見として、20歳未満だと疑われるお客様が来店したためお酒の提供ができないことを伝えようとしたところ、そのお客様から威嚇をされたり強い態度を取られてしまい、結果として言えなくなってしまう、というがありました。また先ほど県警の唐仁原さんからお話があったように、20歳未満の者の飲酒を禁止する法律というのは、実際に飲酒をした未成年者ではなく、酒を提供した事業者や未成年者を監督する立場の保護者等に罰則規定が定められています。当課として、20歳未満の方への酒の提供および販売は行わないという意思表示の面で事業者の方々をサポートできないか、という思いからこのステッカーの作成に至りました。昨年度の専門会議から参加者の皆様にデザイン案を見ていただき、御意見をもらいながら完成させることが出来ました。ありがとうございます。今年の3月に実物が出来上がり、埼玉県料飲業生活衛生同業組合に配布いたしました。料飲業組合では6月の総会をもって会員の方々に配布していただいたという状況でございます。配布が6月になりますので具体的な成果はまだ何とも言えないところでありますが、組合理事長からはステッカーはよくできており、今のところ会員からネガティブな意見は出ていないという話を伺っております。また各店舗でのお客様からの反応等については理事長から御報告いただけること

となっています。事務局からは以上です。

議長)ありがとうございました。議題(3)について、御意見や御質問があるかたはいらっしゃいますでしょうか。→なし

議長)予定していた議事議題は以上になりますが、全体を通じて何か御意見等があればお願いいたします。→なし

議長)では丸木委員から御意見ございますでしょうか。

丸木委員)私は神経内科医として高齢者を多く見ておりますので、今問題になっているのは独居の方がお酒に走ってしまうということです。今は減酒薬が割とうまく利用できていますので、そういうものも活用して治療を行っております。ただ高齢者の方にとって、お酒は楽しみの一つでもあります。私は患者さんに朝と昼は飲まずに、夜だけ夕食をおいしく食べるために飲みましようというのをよく伝えています。中には厳しくて一滴も飲ませない、というご家族の方もいらっしゃるのですが、個人的には食欲が増すくらいのも適量であれば飲ませてあげたいと考えています。お酒というのは嗜好品ですから、量さえ間違えなければ飲んでいいという方針であります。あまり役立つ意見ではないかもしれませんが、現場としてはこのような形で高齢者の方とうまく付き合えているという所感であります。以上です。

議長)ありがとうございました。吉岡委員からは何かありますでしょうか。

吉岡)私はこの3月まで地方の大学に在籍して、久しぶりに埼玉に戻ってきて仕事もこちらが拠点になっております。戻ってきて埼玉県は充実しているなとつくづく思います。地方は地方の特性がありますけれども、やはり埼玉県はさいたま市や拠点病院を中心にしながら民間の治療施設があたりなど日本の中でも活発にやれているのではないかと考えています。皆様の御意見も楽しみに聞かせていただいております、その時の状況によってなかなか進まなかったり、達成できなかったりということもあるかと思いますが、同じ目標に向かって推進を行っていてよかったと思います。疾病対策課からお話が合ったシールの件ですが、昨年度の会議で何パターンか案が出まして、私自身も学生にどれがいいかなと意見を聞いたりしていたものですから、完成出来て本当にうれしく思います。小売業の方々が20歳未満のお客さん相手にうまく言えずに困ることがあるという現状を知らなかったのも、この会議でお話が聞いて良かったと思っています。こういったシールタイプの啓発資材は埼玉県以外も実施しているのでしょうか。埼玉県が初めてですか？

事務局)吉岡先生御質問ありがとうございます。啓発資材については東京都が警察庁と連携しステッカータイプの物を作成したことがあるようです。

吉岡委員)分かりました、ありがとうございます。いずれにしてもいろんな意見を集約して完成させられたのは良かったと思います。また丸木先生から高齢者の方のお話がありましたが、埼玉県は内科の先生が高齢者を見てくださるので本当に心強いと思っております。私は女性の飲酒問題を研究しております、最近問題なのは女性と貧困についてでございます。貧困であったり、教育が十分に受けられなかった女性が、お腹が大きくなっているにもかかわらず飲酒を続けてしまい、子どもの面倒も見られないためどこか施設や機関を紹介してくれないか、という相談があつたりします。学校での教育というのは力を入れてやっております素晴らしいことですが、そもそも教育が受けられない家庭環境であったり、家も所在も分からないというある一定の層の方々にも飲酒の問題というのは付きまとっています。女性の飲酒問題というのはまだまだ根深いので、引き続き注視し

ていきたいと思っております。皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

議長)ありがとうございました。今両委員から頂いた御意見を参考にさせていただき施策をすすめて参りたいと思います。以上をもちまして本日の審議は終了とさせていただきます。皆様には議事進行に御協力を賜りありがとうございました。今年度もアルコール健康障害対策に係る取組をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局)ありがとうございました。本日の審議内容を御参考にいただき、関係各課所に置かれましてはより一層のアルコール健康障害対策の推進を宜しく願い致します。以上を持ちまして、令和7年度埼玉県アルコール健康障害専門会議を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりまして御審議いただきまして大変ありがとうございました。